

第一 當事者能力の意義

當事者能力とは、民事訴訟の當事者たり得る能力をいふ。即ち判決手續に付て謂へば、原告として訴へ被告として訴へらるる能力たり、執行手續に付て謂へば、債權者として執行を申立て、債務者として執行を受くる能力をいふ。

(一) 當事者能力とは、訴訟法上の權利能力又は人たる資格ともいふべきものにして、私法上の權利能力と類似の抽象的觀念なり。

(二) 即ち當事者能力は、具體的訴訟の當事者が何人なりやの問題に關せず。當事者能力は、訴訟の内容種類に拘らず定めらるる人格的能力にして、所謂正當なる當事者の問題（當事者適格の問題）とは區別せらるべきものなり。

(三) 當事者能力は、當事者が現實に訴訟を追行し得る能力、即ち訴訟能力ともその觀念を異にする。兩者の差異は、恰かも權利能力と行為能力との差異に類す。

第二 當事者能力の訴訟法上の效果

當事者能力の訴訟上の效果は、大凡左の如し。

(一) 當事者能力なき者は訴訟の當事者たるを得ざるが故に、當事者能力は訴訟成立要件の一なり。故に裁判所は訴訟の如何なる程度に在るを問はず、常に職權を以てこれが存否を調査すべく（即ち職權調査事項の一つなり）その欠缺せる場合は訴を不適法として終局判決を以て却下すべく、被告に能力なき場合には

原告に、又、原告に能力なき場合はこれがために事實上訴を提起せる者に訴訟費用の負擔を命すべきものとす（第九九條参照）。

(二) 然れども、一旦、訴訟手續が適法に開始せられたる場合に於て、その進行中に當事者死亡し又は法人が消滅せるため當事者能力を失ひたるときは、その承繼人、例へば相續人、合併後の法人の存する限りは當然その地位を承繼して當事者たり、訴は却下せらるることなし、尤もこの場合、訴訟代理人によりて訴訟が追行せられむざる限り訴訟手續の中斷を生ず（第二〇八條、第二〇九條、第二一三條）。

(三) 當事者能力の欠缺を誤認又は看過してなしたる本案の終局判決は、當事者不存在の場合と異り、當然に無効にあらず、上訴を以て争ひ得るに止まるものとす。而して判決確定後、再審を以てもこれを争ひ得るかに付ては疑あり、學說上、積極、消極の兩説あり。

第三 當事者能力者

大凡以上の如き意義並びに效果を有する當事者能力を有する者如何といふに、元來、當事者能力は私法上の權利能力の觀念に類すること以上の如くなれども、如何なる者が當事者能力者たるかは、訴訟法が獨自の立場よりして決定すべきものにして、私法上の權利能力者の觀念に盲従すべきものにあらず。

而して、當事者能力者に付ては、民事訴訟法第四十五條、第四十六條にその規定あり。これによると、當事者能力者は、左の如き者なりとす。

(一) 民法上の權利能力者たる自然人及び法人。

これ、民事訴訟法第四十五條の規定するところなり。

(1) 自然人の當事者能力は出生に始まり死亡に終る。死亡者は當事者能力を有せず。胎兒が當事者能力を有するや否やに付ては、學說岐る。胎兒中には權利能力なく、胎兒の法定代理の制度も認めざる通説に從へば、當事者能力を有せざるものと謂はざるべからず。

(2) ここに權利能力とは、一般的の權利能力を意味し、特殊の權利を享有し得るや否やの特別權利能力はこれを問はず、故に外國人(民法第二條)、法人(民法第四三條)と雖も無制限の當事者能力者にして、特別權利能力の存否の如きは訴訟上本案の審理の對象となるにすぎず。なほ、法人は解散後と雖も清算中は當事者能力を保有す(民法第七三條、商法第八四條)。

(二) 法人にあらざる社團又は財團にして代表者又は管理人の定あるもの。

これ、民事訴訟法第四十六條の規定するところなり。

元來、民事訴訟は直接、間接に私法的事件を對象とするが故に、私法上の利益の主體たり得る者は訴訟に於ても判決又は執行等を求め又は受けしむるを當然とす。併し乍ら、私法上の利益の主體たらずとも、團體として事實存在し社會活動を營む以上、他人との間に私法的紛争を生じ訴訟による解決の必要を感じることあり。この故に、民事訴訟法第四十六條は第四十五條の外に、所謂權利能力なき團體と雖も代表者又は管理人の定めを有する程度に顯著なる組織を有するものには、當事者能力を認めたり。

(1) ここに所謂法人にあらざる社團とは、例へば青年團、學士會、寺院の壇徒、神社の氏子、町村の

字又は大字の住民にして水利權又は入會權の主體と認めらるるもの等を舉ぐることを得。民法上の組合もそが法人に類する一定の組織を具へ、且つ繼續的存在を有し組合自らの財產を有するが如き場合には、この種の社團に屬すとの見解あり。

(2) 又、法人にあらざる財團とは、例へば財團法人を設立し未だ主務官廳の許可なきもの、感化院、保育院等權利能力の付與により法人たり得る程度に構成せられ、その代表者又は管理人の定めあるものをいふ。未だ法人とならざる相續財產(相續人未定の場合たりや、相續人曠缺の場合なりや不明なる場合)もこれに該當する旨の判例あり(昭和八年七月一日大審院判決)。

(註) 本問題に關しては、尙、本問題解義中の左記問題の答案の參照を乞ふ。

問題「七」當事者能力及訴訟能力を説明すべし(昭三、行政科)

(六六) 民事訴訟法第二百三十四條を説明すべし(昭一二、五十二號科)

民事訴訟法第二百三十四條 裁判が訴訟ノ進行中ニ争ト爲リタル法律關係ノ成立又ハ不成立ニ繫ルトキハ、當事者ハ請求ヲ擴張シテ其ノ法律關係ノ確認ノ判決ヲ求ムルコトヲ得。但シ其ノ確認ノ請求ガ他ノ裁判所ノ管轄ニ專屬セザルトキニ限ル

前項ノ規定ニ依ル請求ノ擴張ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス

(答案)

本條は所謂中間確認の訴を規定したるものなり。以下、本條につき説明せん。

(一) 本條は先づ「裁判が訴訟ノ進行中ニ争ト爲リタル法律關係ノ成立又ハ不成立ニ繫ルトキ」に關する規定なり。

本條に所謂裁判が訴訟の進行中に争となりたる法律關係の成立又は不成立に繫るときは、例へば原告が被告に對し所有權を主張してある物件の引渡を請求したるに、被告は該物件は原告の所有にあらずと抗争したる如き場合をいふ。

本條には、訴訟の進行中に争となりたる法律關係云々と規定しあれども、苟くも訴訟の進行中争の存すること明らかなる以上は本條に該當し、必ずしも訴訟提起後始めて争の生じたることを要するの意にはあらず。又、本條は法律關係の成立又は不成立といふと雖も、法律關係の成立又は不成立に終りたりといふ過去の事實の確認を求むるものにはあらず。成立し從つて法律關係の存在すること、又は不成立に終り從つて法律關係の存在せざること即ち現在の法律關係の存否につきての確認を求め得べきをいふと解さるべきからず。而して該法律關係の存否の如何が、訴訟の裁判に影響を及ぼす場合たるを要し、現に先決的關係にあらざるもの如きは、本條の關せざるところなりとす。例へば前例に於て、被告が賃貸借を主張し而かもその存在を以て原告に對抗し得ざるものなるときは、所謂先決的關係にありといふを得ず、本條の規定する場合に該當せざるものとす。

(二) 本條は、右の如き場合、「當事者ハ請求ヲ擴張シテ其ノ法律關係ノ確認ノ判決ヲ求ムルコトヲ得」

る旨を規定す。

例へば前例に於て、所有權が原告に屬するや否やは、物件引渡の請求に對し先決問題となるを以て、原告はその請求を擴張して所有權確認の請求をなすことを得。

元來、判決はその主文に包含するものに限り既判力を有し、その理由中に判断したる事項には及ばず。故に前示設例に於て、裁判所が原告の主張する事實を肯定し、被告に對し物件の引渡を命じたればとて、その確定判決の既判力は物件の所有權の歸屬に及ばざるを以て、後日被告は所有權の歸屬につき再び争ふことを得べきにより、原告をして自己に所有權の確認を求めしめ、この點に付ても既判力を得せしむる必要あり。尤もかかる確認の訴は、必ずしも請求の擴張の方法によりてのみ主張することを要せず、原告又は被告は獨立の訴として別に本訴又は反訴を提起し得べきは勿論なりと雖も、かくては却て訴訟經濟上不利益なるを以て、本條は原告若くは被告は請求擴張の方法により前に提起したる訴と共に判決を求むることを得るものとなしたり。

本條には「請求ヲ擴張シ」とあるが故に、一見、原告のみ中間確認の訴を提起し得るが如きも、然らず被告も亦これを提起することを得るものとす。然れども、本條の訴を提起し得るは、これらの「當事者」に限り、第三者が訴訟に參加し、先決問題たる法律關係の存否の確認を求むるが如きは、本條の關せざるところなりとす。

(三) 本條の訴は總て係争中の訴提起として口頭辯論に於ける口頭の陳述によりてなさるるを要す。

本條第二項は「前項ノ規定ニ依ル請求ノ擴張ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス」と規定し、同第三項は「前項ノ書面ハ之ヲ相手方ニ送達スルコトヲ要ス」と規定すれども、その書面は、口頭による訴提起の準備書面なりと解すべきものとす。

(四) 本條第一項但書は、「但シ其ノ確認ノ請求ガ他ノ裁判所ノ管轄ニ専屬セザルトキニ限ル」旨を規定す。元來、本條は前述の如く訴訟の便益上の理由に出づるものなるが故に、かかる制限の存することは當然なり。若し専屬管轄に屬するときは、その裁判所に獨立して訴を提起すべきものとす。本條は専屬管轄に付てのみ規定せるも、専屬的合意管轄の存する場合も亦同様に解すべきものならん。

(六七) 共同訴訟の種類を擧げて之を説明せよ(昭一三、行政科)

(答案)

第一 序説

共同訴訟はこれを、通常共同訴訟と必要的共同訴訟との二種に分つことを得。必要的共同訴訟は、更にこれを固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟との二種に分つことを得。

第二 通常共同訴訟

こは、例へば數人の買主に對して賣買代金の支拂を求むるが如く、訴訟の目的が共同訴訟人のすべてに對し合一に確定することを要せざる場合に於ける共同訴訟なり。換言すれば、一の訴訟手續中に存する當事者を異にする數個の請求の間に何等の融合關係なく、從つて個々的に解決し得る場合の共同訴訟なり。

凡よそ訴訟を單獨訴訟によると共同訴訟によるとは原告の任意にして、單獨訴訟によるも、これがため原告は勝訴の判決を受くる妨げとなることなし。

第三 必要的共同訴訟

こは當事者數人なるも請求の單一なる場合、及び請求も亦複數なるも併合せらるべきは個々に解決し得ざる結果、互に融合し一個の請求と同視すべき關係を有し、數當事者に對する判決は必然に合一に確定すべき共同訴訟をいふ。或は不可分的共同訴訟とも稱せらる。

必要的共同訴訟には、更に固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟との二種のもののあることに付ては前述せり。その各々につき説明せんに、次の如し。

(一) 固有必要的共同訴訟。

固有必要的共同訴訟とは、數人が共同して訴へ又は訴へらることを絶対に必要とし、若しこれをなさざるときは尠くともこの理由のみによりて訴が排斥せらるる場合の共同訴訟をいふ。換言すれば、數人が共同してのみ始めて訴訟物たる争の主體たる利益、即ち當事者適格を有するが故に、共同して訴へ或は訴へられざれば争の解決、即ち本案判決を求むることを得ず、單獨に訴へ或は訴へられたる場合には、訴は不適法として却下せらるる場合のものをいふ。

例へば共有物分割訴訟(民法第二五八條)、共有关係の主張(民法二五一條)、組合財産に關する訴訟(民法第六八條)、數人の受託者ある場合の信託財産に關する訴訟(信託法第二四條)、數人の選定當事者(第四七條)、數

人の破産管財人(破第一六三條)。第三者の提起する婚姻の無効又は取消の訴(人訴第二條第二項)の如き數人が共同してのみ行使處分し得る権利利益に關する争が訴訟物たる場合は、固有必要的共同訴訟に屬するものなり。

(二) 類似必要的共同訴訟。

類似必要的共同訴訟とは、單獨訴訟によると共同訴訟によるとは任意なれども、共同訴訟によりたるときには、訴訟の目的たる権利又は法律關係が共同訴訟人の全員に對し同一にのみ確定せらることを要し、共同訴訟人の各員につき區々たるを許さざる共同訴訟をいふ。換言すれば、各共同訴訟人は單獨に當事者適格を有するが故に、共に訴へ或は訴へられずとも本案判決をなす妨げとはならざるが、その一員に對して下されたる判決は第三者に既判力乃至形成力を及ぼすが故に、該第三者が偶々共同訴訟人となりし場合には、各人の或はこれに對する請求は互に融合し、必然に一律に判決せられざる場合の共同訴訟をいふ。

例へば多數社員の提起する會社設立無効の訴、多數株主の提起せる株主總會の決議無効の訴、失踪宣告の判決に對する數個の不服の訴(人訴第七九條)の如し。

類似必要的共同訴訟は、前述の如く共同訴訟を絶對に必要とするものにあらず。而かも共同訴訟を擇擇したるときは、その全員に對して法律上合一にのみ確定することを要するものなるを以つて、固有必要的共同訴訟を生ずる場合に於ては、類似必要的共同訴訟を生することは絶對になきものとす。

(全) 本問題は、民事訴訟法上の問題としては、難かしいものではない。昭和十年度の五十二號科試験には、「共同

訴訟の意義を説明すべし」といふ問題が提出せられてゐる。又、昭和五年度の行政科試験には、「必要的共同訴訟を説明すべし」といふ問題が提出せられてゐる。本問題は、この昭和五年度の行政科試験の問題と類似するものである。

(六八) 裁判上(訴訟上)の和解を説明すべし(昭一三、行政科)

(答案) 省略

(註) 裁判上(訴訟上)の和解に關しては、從來も左の如き問題が提出せられてゐる。

〔問題〕 裁判上の和解の性質及效果を説明すべし(昭三、行政科)

〔問題〕 裁判上の和解(昭四、行政科)

今回提出の本問題は、右の問題と同一のものにつき、その答案の參照を乞ふ。

(六九) 形成の訴を説明すべし(昭一三、司法科)

(答案) 省略

(註) 形成の訴に關しては、昭和四年の行政科試験に、「形成の訴を論ず」といふ問題が提出せられてゐる。その他、類似の問題も提出せられてゐる。

右の問題は、本問題解義の左に答案の掲載がある。従つて、本問題に付ては、その參照を乞ふこととし、答案を省略する。

問題（一四）形成の訴を論ず（昭四、行政科）

問題（四四）形成的訴の特質を説明すべし（昭九、行政科）

問題（五五）訴の種類を擧げて之を説明すべし（昭一一、行政科）

（七〇）裁判上の自白を説明すべし

（答案）省略

（註）昭和七年の司法科試験に「裁判上の自白を説明すべし」といふ問題が提出せられてゐる。本問題は、右の問題と同一である。

本問題に付ては、左の問題の答案の参考を乞ふ。

問題（三三）裁判上の自白を説明すべし（昭七、司法科）

問題（四八）自白の效力を説明すべし（昭九、五十二號科）

（七一）必要的共同訴訟の意義を説明すべし（昭一三、五十二號科）

（答案）省略

（註）必要的共同訴訟に關しては、昭和五年の行政科試験に「必要的共同訴訟を説明すべし」といふ問題が提出せられてゐる。今回の本問題は、これと略同一のものである。

右の問題に關しては、本問題解義の左に答案の掲載あるにつき、その参考を乞ふ。

問題（二〇）必要的共同訴訟を説明すべし（昭五、行政科）

（七二）反訴を説明すべし（昭一三、五十二號科）

（答案）

第一 總說

反訴とは、一の訴訟即ち本訴の繫屬中、被告より原告に對し同一手續に於て提起する訴訟をいふ。換言すれば訴訟の繫屬中、被告より原告に對し本訴と牽連する他の請求を目的とし、本訴の手續に併合して提起する訴をいふ。

反訴を認むるときは、本訴の手續を反対の審理に利用せしめて、相牽連する諸般の法律關係を統一的に矛盾なく一舉にこれを解決することを得。従つて、訴訟經濟上、民事訴訟法は、後述の如き一定の要件の下に、これを認む。

反訴は右の如き理由を以つて認めらるるを以つて、反訴に對する反訴、即ち原告が反訴被告として、反訴原告を相手方として、更に同一手續中に於て反訴を提起し得ることもこれを認むべきなり。

反訴たるには、同一手續に於て提起することを要す。従つて、訴訟の被告が原告を相手方として訴を提起するも、若し獨立の訴提起の方式により、併合提起するにあらざることは、當事者の地位を異にする二個の訴訟が存在するものにして、縱令裁判所がこれらの訴訟を一手續に併合するとも、本訴並びに反訴の關係を生ずるものにあらず。

第二 反訴提起の要件

即ち反訴の許さるべきがためには、反訴の訴訟物と本訴の訴訟物又は防禦の訴訟物又は防禦方法との間に牽連關係の存する事（訴訟物に關する要件）を必要とし、且つ当事者の一方が他方を相手方として（当事者に關する要件）、その手續中に於て提起すること——従つて訴提起の方式、時期並びに訴訟手續の種類に關し一定の要件を必要とす——並びに該請求が他の裁判所の専属管轄に屬せざること（管轄に關する要件）を必要とす。即ち反訴提起に必要な各要件を列舉せんに、左の如し。

- (一) 反訴の訴訟物と本訴の訴訟物又は本訴に對する防禦方法との間に牽連關係あることを必要とする。
- (二) 反訴は、本訴の被告より原告に對し、又は反訴被告より反訴原告に對し提起するものたることを要す。

(三) 本訴の繫属中、その手續中に於て提起するを要す。

(四) 反訴請求が、他の裁判所の専属管轄に屬せざることを必要とす。

右要件中(一)の所謂牽連關係を有する場合とは、例へば原告が被告に對し消費貸借に基き金若干圓の支拂を請求する場合に、被告は原告に對して反訴として右消費貸借不成立確認の請求をなすが如き、又原告が被告に對し賣買契約に基き目的物の引渡を求めたるに對し、被告は原告に對し賣買代金支拂の反訴を

提起するが如き、又婚姻の訴を受けたる被告が、自ら進みて原告に對し離婚の反訴を提起するが如きをいふ。

又、右(二)以下の要件の存する結果、左の如き場合は反訴とならざるものとす。

(一) 第三者が訴訟の原告の共同當事者として訴を併合提起する場合、又、第三者が訴訟當事者を共同被告として訴を併合提起する場合(第七五條、第七一條)。

(二) 訴提起の方式として、本訴の口頭辯論に於ける口頭の陳述によりてなさず、訴狀の提出による場合。

(三) 當事者が合意を以つて他の裁判所に専属管轄を定めたるが如き場合。

(四) 上告審の場合。

尙、控訴審に於ては、相手方の同意ある場合に限り反訴を提起することを得、而して相手方が異議を述べずして反訴の本案につき辯論をなしたるときは、反訴の提起につき同意したものと看做さる(第三八二條)。

第三 反訴提起の方式取下等

反訴は本訴と同じく、一の訴たるものなり。故に、民事訴訟法第二百四十條に「反訴に付ては本訴に關する規定に依る」と規定せらる。即ち反訴提起の方式は、本訴のそれによるべきなり。

反訴は本訴と同じく一の訴に外ならざるを以つて、本訴に關する規定によるべきこと右の如し。故に反

訴の取下に關しては民事訴訟法第二百三十六條の規定に從ふべく、即ち相手方が反訴の本案につき準備書面を提出し、準備手續に於て申述をなし又は口頭辯論をなしたるときは、相手方の同意あるにあらざれば被告は自由に反訴の取下をなすことを得ざる次第なり。

然れども、元來被告が反訴を提起したるは、原告が被告に對して本訴を提起したるによりこれに對抗すを以つて、被告は相手方の同意を要せずして反訴の取下をなすことを得るものとなすを以つて相當なりとする。民事訴訟法第二百四十一條に「本訴の取下ありたるときは、被告は原告の同意を得ずして反訴を取下ぐることを得」とあるは、この故なり。

尙、本訴と反訴との目的が同一訴訟物なるときは、反訴状には印紙の貼用は不用なり(民訴印紙法第四條)

第四 反訴の裁判

反訴の裁判は、反訴の提起が適法なるときと、然らざるときとに分ちて考察するを便宜とす。即ち次の如し。

(一) 反訴の提起が適法なるときは、裁判所は本訴並びに反訴につき同時に裁判をなすを原則とす。裁判が本訴並びに反訴につき同時になされたるときは、法律上一個の裁判として取扱はるべきものなり。若し本訴のみ又は反訴のみ裁判をなすに熟するときには、裁判所は本訴のみ又は反訴のみにつき裁判をなすことを得(第一八三條第二項)。この場合に於ける判決は、一部の終局判決たるものなり。

(二) 反訴が、その要件を缺き許すべからざるものなるときは、裁判所は決定を以つて反訴を許さざる旨の裁判をなすべきなり。反訴が専屬管轄に關する規定に反する場合に於ても、これを管轄裁判所に移送することを得ざるものとす(第二四〇條、第二三三條)。

反訴却下の決定に對しては、即時抗告を以つて不服を申立つることを得るものなり(第六六條第二項、第二二八條第三項)。

(註一) 反訴を説明すべし、といふ本問題は一般的の問題であるが、從來何れかと言へば提出せられたことの少い問題である。殊に高等試験關係に於ては、近來のものとしては、昭和九年の五十二號科試験に「反訴の要件を説明すべし」といふ問題が提出せられてゐるのみである。

右の問題は、本問題解義中の問題(四七)に答案が掲載してある。反訴の要件に關しては尙その問題の参照を乞ふ。

(註二) 本年度の試験委員は、左の各氏であつた。

行政科

加藤正治

細野長良

司法科 五十二號科

菊井維大

佐藤正二
吉田共之
久

試験委員 菊井維大 森田豊次郎

【七三】民事訴訟法第二二一七條を説明すべし（昭一四、行政科）

【参照】

民事訴訟法第二百二十七條 數個ノ請求ハ同種ノ訴訟手續ニ依ル場合ニ限リ一ノ訴ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

【答案】

本條は、所謂訴の客觀的併合を規定したるものなり。即ち一の訴に於て、原告より被告に對し多數の請求が主張せらるる訴の要件につき、規定せるものなり。

本條は、訴訟手續を簡易にし、訴訟の日時と費用とを節約するの趣旨に基くものなり。

本條規定の内容を、左に分説すべし。

(一) 本條は、同一の原告より同一の被告に對し主張する數個の請求のある場合に關するものなり。原告及び被告の同一人たることは、本條に明定なれども、こは當然のことなり。

原告及び被告は、同一人たることは必要にあらず。原告又は被告が數人あるも可なるも、この場合には、訴の客觀的併合と同時に、訴の主觀的併合、即ち共同訴訟が存するものなり。

(二) 本條の規定する所謂數個の請求とは、數個の権利又は法律關係の存否に付ての判決の請求をいふ。

本條は、かかる數個の請求を一の訴訟手續に於て、併合主張する場合を規定せるものなり。

訴訟物たる権利が一個なるときは、縱令可分的権利にして數個に分割し得るものにても、その請求は數個の請求にはあらず、本條の關せざるところなり。例へば賣掛代金請求權は數度の賣買代金の合計なりとも、一個として取扱はるものなるが故に、賣掛代金請求の訴は本條に定むる併合請求の訴にあらず。右に反し、訴訟物たる権利が數個なる以上は、經濟上同一の利益を目的とし、又は選擇的一個の利益を目的とする訴にても、本條の關するところなり。例へば貸金並びにこれを擔保する手形金請求、又は、時計又は鎖の給付請求は、經濟上何れか一の利益を目的とするものなるも、法律上競合的又は選擇的に結合する二個の権利を訴訟物とする併合の訴なり。

(三) 併合せらるべき數個の請求は、同種類の訴訟手續に依るものなることを許すべきものなることを要す。

これ、本條の定むる訴併合の要件なり。

抑も訴訟手續を異にする數個の請求を一の訴に併合することを許すときは、訴は却つて錯雜を來し、訴訟手續を簡易にする訴併合の制度の趣旨に背馳す。従つて本條は、訴訟手續を異にする以上は、それを併合することは禁じたり。

この要件あるにより、通常訴訟手續に依るべき請求、例へば代金請求と、人事訴訟手續に依るべき請求、例へば離婚請求とは、これを一手續に併合することを得ず。

併し乍ら、通常訴訟手續なる以上は、給付の訴と、確認の訴と、形成の訴とは、互にこれを併合することを得。

(四) 訴の客觀的併合には、以上の如き要件あるを以て足り、次の如きことは、要件にあらず。

- (1) 數個の請求が同一原因より生ずること。
- (2) 即ち數個の請求は、別異の原因より生ずるも可なり。例へば甲が乙に對し、消費貸借に基き金五百圓の返還を求むる訴と、賣買契約に基き金千圓の代金の支拂を求むる訴とを併合するも差支なし。
- (3) 數個の請求のすべてにつき、裁判所が本來、土地及び事物の管轄權を有することも必要にあらず。

民事訴訟法第二十一條は、一の訴を以て數個の請求をなす場合に、一の請求につき管轄權を有する裁判所は、他の請求に付ても管轄權を有するものと規定す。

(五) 本條により、一の訴を以て數個の請求を併合することを許す場合は、數個の請求を同時に主張する場合は勿論、同一の被告に對し初め一の請求をなし、而してその請求の目的を達せざる場合のために、

他の請求をなす豫備的請求の併合をも許すべきものとす。例へば甲が乙に對し賣買契約に基き特定物の引渡を求め、且つ履行不能の場合を豫想し、これに代るべき損害賠償を求むる場合等の如し。

(六) なほ、本條により、數個の請求を一の訴に併合したるときは、裁判所は、通常、これを同時に裁判し、その裁判は請求の全部を認めたると否とを問はず、一個の裁判として取扱はる。尤も、併合の要件を具備したる場合に於ても、裁判所は辯論の分離を命じ、一部判決をなすことを得るは勿論なり。

又、前述の豫備的併合の場合には、裁判所は先づ第一位の請求につき、次に第二位の請求につき、順次にその理由ありや否やを見ることを要するものとす。

(註) 昭和三年の司法科、昭和八年の司法科試験に、訴の客觀的併合を説明すべし、といふ問題が出題せられてゐる。本問題は、これと類似のものである。

【七四】 正當なる當事者を説明すべし(昭一四、行政科)

【答案】

第一 紋義

(一) 正當なる當事者とは、特定の訴訟物につき、原告又は被告として訴訟を追行し、本案判決を求める權能或は資格を有する者をいふ。

(二) 正當なる當事者の觀念は、當事者能力者の觀念と同じからず。前者は専ら特定の訴訟物との關係

に於て考察せられ、決定せられ得るものなり。これに反し、後者は一般に民事訴訟の當事者たり得るか否かによりて定まるところのものなり。

(三) 正當なる當事者なる觀念は、又、訴訟能力者の觀念とも同じからず。後者は、當事者が單獨にて有效に訴訟行為をなし得るや否やによりて定まるものなり。當事者能力なる觀念と同じく、一身に固着したる人格的能力、資格の問題なり。これに反し、正當なる當事者の觀念は、前述の如く、専ら特定の訴訟物との關係に於て、何人の間に判決をなすが適當且つ有意義なりやにつき考察せらるるものなり。

第二 「正當なる當事者」たる者

「正當なる當事者」たる者は、何人なりやといふに、これには、一般の場合と特別の場合とあり。兩者を分ちて説明せんに、左の如し。

(一) 一般の場合

正當なる當事者は、一般には、訴訟物たる権利又は法律關係の存否につき對立する利害關係の實質的歸屬者なり。各訴訟につき説明すれば、左の如し。

(1) 紿付の訴に於ては、自己の給付請求権を主張する者が原告にして、これに對應する義務者と主張せらるる者が被告なり。

(2) 確認の訴に於ては、訴訟物につき確認の利益を有する者、即ち訴訟物たる権利又は法律關係

の存否につき争あり、又はその不明確なる結果自己の法律的地位に不安危険を感じる者が原告たり、これに對應し確認を認めらるる必要ある者、即ち権利又は法律關係の存否を否認し、原告の法律的地位に不安危険を生ぜしめる者が被告たり。

(3) 形成の訴に於ては、法律が、原告又は被告となり得べき者を明定する場合多し（例へば民法第七〇八條、人訴第二條第一項乃至第三項等）。

(4) なほ、所謂固有必要的共同訴訟にありては、數人が一體として訴へ又は訴へらるるときに、大凡以上の如く、一般的には、正當なる当事者の何人なるかは實體法的考慮によりて定まるものにして、殊更これを論ずる必要に乏しきものなり。

（二）特別の場合

一般の場合の正當なる当事者は、以上の如くなれども、特別の場合になほ、特に当事者適格認められ、正當なる当事者とせらるる者あり。即ち左の如し。

(1) 法律の規定により、或る財産の歸屬主體よりその管理處分の權能が奪はれ、他人に與へをらるる結果、その財產に關する訴訟に於てはその他人が訴訟追行權を有し、從て当事者たるべき場合、この場合に屬するものとしては、左の如き者を擧ぐることを得。

- (イ) 破産財團に關する訴訟に於ける破産管財人（破産法第七條、第一六二條）。
- (ロ) 債權につき取立命令を得たる執行債權者（民訴第六〇〇條第一項）。
- (ハ) 債權の質權者（民法第三六七條）。
- (ニ) 遺言の目的たる相續財產に關する訴訟に於ける遺言執行者（民法第一一一四條、第一一一五條）。
- (ホ) 債務者に代位し訴訟をなす權能を有する債權者（民法第四二三條）。

- (2) 特殊の事件に關し職務上當事者たる權限を有する者。
- 例へば、次の如きもの、これに屬す。

- (イ) 人事訴訟に於ける、特定の場合の檢事（人訴第二條第三項、第二六條、第三九條第四項）。
- (ロ) 同じく辯護士（人訴第二條第四項、第五項）。
- (ハ) 海難救助料の請求に關する船長
- (シ) 實質的利益主體の意思に基き、訴訟追行權を授與せられたる者。
- (イ) 選定當事者（民訴第四七條、第四八條）。
- (ロ) 手形の取立委任裏書の被裏書人（手形法第一八條）。

前述の(1)並びに(2)を法定訴訟信託と稱するならば、(3)は、任意的訴訟信託といふべきものなり。

信託法は、他人をして訴訟をなさしむることを主たる目的として、権利の譲渡その他の財産處分をなすことを禁止し、これを無効とす（信託法第一一條）。併し右の(イ)並びに(ロ)の場合の如きは、別個の意味に於て、任意的訴訟信託といふべきものなり。

以上に説述したる特別の場合に於ては、當事者が他人のため原告又は被告となり得るものにして（民訴第二〇一條第二項、第二一二條第一項等参照）、この場合、これに基く判決は實質的歸屬者に對して效力を生ずるが故に、これと異なるものなり。

第三 訴訟法上の效力

訴訟上、當事者が正當なる當事者なることは、本案判決をなすことの前提要件、即ち訴訟要件の一なり。これが欠缺を看過せる本案判決に對しては、上訴を以て争ひ得るものなり。

而して又、かかる判決は若し確定するととも、當事者間に效力あるに止まり、眞の正當なる當事者に對しては效力を及ぼさざるものとす（民訴第二〇一條第二項参照）。

試験委員

菊井 維大

山田 正三

佐藤 共之

細野 長良

【七五】合意管轄を説明すべし（昭一四、司法科）

【答案】省略

【解説】

第一 合意管轄の意義

合意管轄とは、當事者の合意によつて定まる裁判管轄である。例へば東京區裁判所の管轄に屬すべき事件を、大阪區裁判所の管轄に屬するやう合意するによりて、大阪區裁判所の管轄に屬した場合、東京區裁判所の管轄は法定管轄であるに對して、大阪區裁判所の管轄は合意管轄である。

これは土地管轄に付ての合意の一例であるが、管轄の合意は、事物に關しても出来る。例へば東京區裁判所の管轄に屬すべきものを、大阪地方裁判所の管轄に屬せしむることも得る。

管轄の合意の仕方には、種々のものがある。例へば法定管轄なき裁判所、又は法定管轄ある裁判所のみを指定して管轄裁判所とし、すべて他の裁判所の管轄權を排斥することが出来ると共に、法定管轄ある裁判所と相並んで、法定管轄のない裁判所に管轄權を有せしめ、又は數個の法定管轄のない裁判所に管轄權を有せしめ、他の法定管轄ある裁判所の管轄をすべて排斥することも出来る。前者によるものは所謂専屬的合意管轄であり、後者によるものは所謂競合的合意管轄である。

第二 合意管轄の許容

専屬管轄でないものには、合意管轄が許される。専屬管轄は、强度の公益的要求に基くものであるが、

専屬管轄以外の法定の管轄は、主として当事者の便宜、公平を考慮したるものである。従つて、当事者の合意を以て、これを變更することを得るものとせられてゐる。尤も合意管轄が有效に成立するためには、次に述ぶるが如き種々の要件を必要とする。

第三 合意管轄の有效要件

合意管轄が有效に成立するためには、次の如き要件の存在することを必要とする。

(一) 當事者たる原告及び被告に、訴訟能力のあることを要する。

元來、管轄の合意は、法定管轄と異なる管轄を定むる當当事者の訴訟法上の行爲であるから、その要件は訴訟法によつて定むることを要し、從て當当事者には訴訟能力のあることを要する。

(二) 合意は、第一審の裁判所に關してのみなし得、第二審以上の裁判所の管轄に付ては合意することは出來ない(第二五條第一項)。

(三) 法律上の専屬管轄の定めのないことを要する(第二七條)。

(四) 合意は、一定の法律關係に基く訴に關するものなることを要する。

現在及び將來のすべての事件につき、管轄の合意をなすが如きことは許されない。かかる合意は、法律が當当事者の利益を公平に考慮して立案した管轄の規定を全然無視せしむこととなり、公益上適當でない。又、當当事者にとつても利益とは言はれないから、許容すべきものではない。

(五) 管轄の合意は、書面を以てなすことをする(第二五條第二項)。

(六) なほ、合意の趣旨よりして、管轄裁判所が特定せられ得るものなることを要する。

(七) 又、外國裁判所のみに管轄を與ふる合意は、それが我が裁判權に專屬するものにあらず、又、その合意が外國法によりて有效たり、且つ外國裁判所の確定判決が我國に於て第二百條により效力を認めらるる場合に限り、有效なるものと解せられる。

朝鮮、台灣、關東州、南洋群島の裁判所は、ここに所謂外國裁判所にあらず、これらの裁判所に管轄の合意をなすことは固より有效である。

第四 管轄合意の效力

(一) 管轄の合意に因り、一定の裁判所が一定の事件につき管轄權を有するに至り、又は一定の裁判所の管轄權は消滅する。

尤も一個の裁判所を専屬的管轄たることに合意するも、法律に所謂専屬管轄と同一の效力は生じない(第三八一條、第三九〇條)。

(二) 管轄の合意は、一定の法律關係に基く訴、その法律關係より派生した訴等に及ぶ。

(三) 管轄の合意は、當当事者、一般承繼人、特定承繼人及び自己の名義にて他人の權利を行ふ者に及ぶ。併し物權の内容は法定せられるから(民法第一七五條)、物權の特定承繼人には及ばない。

又、管轄の合意の效力は、第三者には及ばない。例へば債権者と主たる債務者との間の合意は、保證人には及ばない。

(註) 合意管轄を説明すべし、といふ問題は、昭和三年の司法科、昭和七年の司法科試験等に出題せられてゐる。

民事訴訟法問題解義中の左に、答案あるにつき、その参照を乞ふ。

問題「三四」合意管轄を説明すべし(昭七、司法科)

【七六】訴提起の効果を説明すべし(昭一四、司法科)

【答案】省略

【解説】

第一 訴訟繫屬

訴の提起があるときは、訴訟は裁判所に繫屬し、裁判所は訴につき何等かの、即ち適法なりや否や、理由ありや否やの裁判をなすべき義務を負ひ、当事者は裁判を受くべき権利義務を有するに至る。この訴訟が裁判所に繫属する状態を訴訟繫属といふ。この訴訟繫属あるによりて、次に述べるが如き種々の効果を生ずる。

第二 管轄の恒定

裁判所の管轄は、起訴の時を標準として定めらる(第二九條)。従つて、訴の提起によりて、裁判所の管轄

は恒定する。

例へば、訴の提起後被告の住所が他の裁判所管内に變更しても、訴の土地管轄には變更を生じない。又、訴の提起後、訴訟物たる権利の價額が變更しても、訴の事物管轄に變動を生じない。

第三 重複訴訟の禁止

訴が裁判所に繫属するときは、当事者は同一の権利を訴訟物として、更に第一の訴を提起することを得ない。第一の訴と第二の訴と、当事者、訴訟物が同一である以上は、前の訴と請求の趣旨を同一にすると否とを問はず、第一の訴を提起することを得ない。

この重複訴訟の禁止に關しては、民事訴訟法第二百三十一條に、裁判所に繫属する事件に付ては、当事者は更に訴を提起することを得ず、と明定せられてゐる。若し重複訴訟と認めらるるときは、第二の訴は不適法として却下せられる。

第四 訴變更の禁止

訴訟の繫屬によつて、訴の變更も原則として禁ぜられる。若し訴の變更を無制限に許すときは、新訴の提起を口頭の陳述によりて訴訟繫属中になし得ることとなり、法律が訴提起の方程式を定めた趣旨が無意味のものとなるに至る。

民事訴訟法は、訴狀の送達後は、請求の基礎に變更なく、且つ著しく訴訟手續を遲滞せしめざることを

條件として、請求の趣旨の變更又は請求の原因の變更のみを認むる（第二三二條）。

第五 其他の效力

以上は、訴の提起によりて生ずる訴訟法上の效果であるが、なほ、私法上の給付請求權を訴訟物とする訴の繫屬するときは、履行の請求（民法第四一二條第三項）、又、從て、時效中斷の效力を生ずる（民法第一四七條第一項、第一四九條）。これは、訴訟繫屬の存することに民法の特に附した效力であり、訴提起の附隨的效力たるものである。

（註）訴提起の效果を説明すべし、といふ問題は、昭和十二年の行政科試験にも提出せられてゐる。

民事訴訟法問題解義中の左に、答案の掲載あるにつき、その参照を乞ふ。

問題【六二】訴提起の效果を説明すべし（昭一二、行政科）

試験委員 菊井 維大 山田 正三 佐藤 共之 細野 長良

【七七】訴訟の移送を説明すべし（昭一四、五十二號科）

【答案】省略

【解説】

第一 訴訟の移送の意義

訴訟の移送とは、訴訟の一旦繫属せる裁判所が、その裁判を以て訴訟事件を他の裁判所に移付送致する

ことをいふ。

訴訟の移送は、刑事訴訟法上も認められるものであるが、民事訴訟法上も一定の場合に認められてゐる。

第二 訴訟の移送の認められる場合

民事訴訟法上、訴訟の移送は、左の場合に認められてゐる。

（一）訴訟が、裁判所の管轄に屬しない場合（第三〇條）。

民事訴訟法は、管轄違の場合、却下主義を探らず、移送主義を採つてゐる。これは、訴の提起者たる原告の利益、訴訟經濟等を考慮したによるものである。

（二）訴が管轄裁判所に提起せられた場合、その訴訟につき、その裁判所にては著しき損害又は遲滯があり、それを避くるために必要ありと認めらるる場合（第三一條）。

（三）區裁判所に於て、被告が反訴を以て地方裁判所の管轄に屬する請求をなしたる場合、相手方即ち本訴原告の移送の申立のあるとき（第三五五條）。

（四）上告裁判所が差戻に代る移送をなす場合（第四〇七條）。

（五）刑事訴訟に於ける附帶私訴の民事部への移送（刑訴第六一二條）。

第三 移送の手續

訴訟の移送は、管轄違の場合には職權により（第三〇條）、第三十一條の場合には申立又は職權により、又、

反訴提起の場合には、申立によりなされる。上級審の移送は判決によるが（第三九〇條、第三九六條、第四〇七條）、その他の移送の裁判は決定を以てする（第三〇條、第三五五條）。

移送せらるる裁判所は、管轄權のある裁判所である。管轄權のある裁判所がないときには、訴を却下するの外ない。

第四 移送の裁判の效力

訴訟の移送の裁判の確定によりて、次の如き效力を生ずる。

（一）移送の裁判により、移送を受けたる裁判所は禦束せられ、その裁判所は、更に事件を異なる認定の下に他に移送することを得ない（第三二條）。

尤も移送を受けたる後、新に移送の原因が発生するときは、更に移送をなすことを得るものと解せられる。この例としては、例へば移送後に原告が請求を變更し又は訴の一部取下をなし、ために當該裁判所が事物の管轄を有せざるに至つた場合の如きが挙げられる。

（二）移送の裁判が確定したるときは、訴訟は初より移送を受けたる裁判所に繫屬したるものと看做さる（第三四條第一項）。

從て訴の提起によりて生じたる訴訟法上及び實體法上の效力はそのままに持續する。例へば時效の中斷（民法第一四九條）、或は法律上の期間遵守（商第一五四條等）の效力等失はない。訴の移送主義は、かういふ

點に於て訴の提起者に利益である。

（三）訴訟の移送のありたる場合、移送をなしたる裁判所が移送前になしたる訴訟行為、例へば準備手續、證據調査、中間判決等はその效力を持続する。

当事者が裁判所に對してなしたる訴訟行為、例へば請求の拠棄、認諾、裁判上の自白等もその效力を持続する。又、口頭辯論の如きも、移送を受けたる裁判所に於て更新することを要せず、唯口頭辯論の結果を陳述するを以て足る（第一八七條第二項参照）。即ち訴訟の移送は、訴の提起者に便宜であるのみならず、訴訟經濟ともなる。訴訟を却下せず、移送するの實益は、以上のやうな點にある。

なほ、移送の裁判をなしたる裁判所の書記は、その裁判の原本はこれを留保し、裁判の正本を訴訟記録に添附し、移送を受けたる裁判所の書記に送付することを要するものとせられてゐる（第三四條第二項）。

（註）訴訟の移送を説明すべし、といふ問題は、昭和六年の五十二號科試験にも提出せられてゐる。

民事訴訟法問題解義中の、左に答案あるにつき、その参照を乞ふ。

問題【二九】訴訟の移送を説明すべし（昭六、五十二號科）

【答案】省略

【解説】

(一) 納付の訴とは、原告が納付判決を要求する訴である。

詳言すれば、原告が被告に對して有する特定の私法上の請求権に基き、被告に納付義務あることを主張して、これにつき判決を求むるものである。

訴は、原告の要求する判決の種類によつて、確認の訴、形成の訴、納付の訴に分たれるが、これらの中で最も普通のものは、この納付の訴である。即ち一定額の金錢の支拂、特定の物の引渡、一定の作爲、不作爲、一定の意思表示を求むる請求關係の如きは、すべてこの納付の訴によるものである。

(二) 納付の訴には、次の種類がある。

(1) 現在の納付の訴

これは、現在、即ち當該訴訟の口頭辯論終結當時に於ける納付義務を主張するものである。

(2) 將來の納付の訴

これは、將來履行期の到来すべき納付義務を主張するものである。

この將來の納付の訴は、民事訴訟法第二百一十六條によりて、「豫め其の請求を爲す必要ある場合に限り」提起することを得るものとせられてゐる。

(三) 納付の訴で原告が勝訴するには、次の如き要件の存することを要する。

(1) 原告の主張通りの納付義務の認めらること。

(2) 納付義務が、裁判上主張し得らることなること、即ち権利保護の資格のこと。自然債務の如きには、かかる資格はない。

(3) 訴を提起する正當の利益の存すること、即ち権利保護の利益の存すること。

現在の納付の訴では、履行期到来せるに拘らず履行がない以上は、この利益は原則として存在するものと解せられる。裁判外に於て豫め請求するが如きことは、必要ではない。尤も被告に起訴の挑發のないときは、敗訴の場合でも、被告は訴訟費用の負擔を免れることはあり得る(第九〇條参照)。自己又は前主が、問題の請求権につき、すでに納付の確定判決を有する場合の如きには、例外として、この要件は欠缺する。

現在の納付の訴と異り、將來の納付の訴では、前述の第二百一十六條の規定によりて、常に豫めその請求をして判決を得ておく特別の必要のあることを要するものとせられてゐる。

(四) 納付の訴で、原告が勝訴した場合の判決は、被告の納付義務を宣言する納付判決である。例へば被告は原告に、金何圓を支拂ふべしとの判決である。

給付判決は、給付義務の存在を確定する既判力を有すると共に、これに基き強制執行をなし得る執行力をも有する。この執行力をも有する點で、給付の訴は確認の訴、形成の訴と異なる特色がある。

原告が、勝訴せず、敗訴した場合、即ち請求棄却の判決があるときは、その判決は勝訴の場合と異り、被告の給付義務の不存在を確定する確認判決たるものである。

(註) 紛糾の訴を説明すべし、といふ問題は、昭和四年の司法科、昭和八年の五十二号科試験等に出題せられてゐる。

民事訴訟法問題解義中の左に、答案の掲載あるにつき、本問題の答案は省略する。

【四二】紛糾の訴を説明すべし（昭八、五十二号科）

試験委員 吉田維大

【七九】訴訟能力を説明すべし（昭一五、行政科）

【答案】

第一 意義

訴訟能力とは、訴訟行為を自から有效になし又はこれを受くる能力、即ち訴訟行為をなし又は受くるによりて訴訟法上の效力を發生せしむることを得る法律上の適格をいふ。訴訟能力を有しない者も、民事訴訟の當事者とはなり得るが、訴訟能力を有する者でなければ、訴訟行為を有效になし又は有效に受くることを得ない。若し訴訟無能力者が訴を起したときには、その訴は不適法として却下せられる。

訴訟能力は、當事者能力に對比せられる。兩者は恰かも實體法上の権利能力と行為能力との關係と同じい。即ち當事者能力は、民事訴訟の當事者たり得る能力であるに對し、訴訟能力は自から民事訴訟を遂行し得る能力をいふ。當事者能力を有する者、必ずしも訴訟能力を有するとは限らず、後者は前者よりその範囲が狭い。

第二 訴訟無能力者

訴訟無能力者には、二種のものがある。一は、全然訴訟能力を有しない者であり、他は法定の條件を具

備するにあらざれば有效に訴訟行為をなすこと能はない者である。即ち左の如き者である。

(一) 絶對的訴訟無能力者

左の如き者は絶對的訴訟無能力者であり、法定代理人等によりてのみ有效に訴訟行為をなすことを得る。

(1) 禁治産者(第四九條)

(2) 獨立して法律行為をなすことを得ざる未成年者(第四九條)。

未成年者は獨立して法律行為をなすことを得る場合がある。例へば法定代理人の許可せる營業に關する訴訟、法定代理人が目的を定めて處分を許したる財產に關する訴訟にあつては、未成年者と雖も訴訟能力者である。

(3) 事實上の意思無能力者

例へば心神喪失者にして未だ禁治産の宣告のない者及び嬰兒等の如きは訴訟無能力者である。

(4) 破産者

破産財團に關する訴に付ては、破産管財人を以つて原告又は被告とせられ(破第一六二條)、破産者は訴訟無能力者である。

(二) 相對的訴訟無能力者

左の如き者は、相對的訴訟無能力者で、應訴行為をなすには許可、同意その他の授權を必要としないが

一定の訴訟行為、即ち訴の提起及び追行、訴の取下、控訴、上告の取下、和解、請求の拋棄、認諾、第七

十二條の脱退等の訴訟行為をなすには、特別の授權即ち許可、同意等を要する(第五〇條)。

(1) 準禁治産者

(2) 妻

(3) 訴訟行為につき同意許可を要する法定代理人(民法第九二九條、第一二條第一項第四號、破産法第一九七條第一〇號)。

なほ、外國人はその本國法によれば訴訟能力を有せざるときと雖も、日本の法律によれば訴訟能力を有すべきときはこれを訴訟能力者と看做さる(第五一條)。

第三 訴訟能力の欠缺の效果

訴訟能力の存在は、訴訟成立要件に屬し、訴訟無能力者のなした訴訟行為は無効である。

訴訟能力の有無は裁判所の職權調査事項で、訴訟能力のないときは、敢て當事者の異議を俟つを要せず、口頭辯論を経ることなく、判決を以つて訴を却下せられる(第二〇二條)。尤も訴訟能力の欠缺を補正する見込のあるときは、裁判所より期間を定めてその補正が命ぜられる(第五三條)。訴訟能力の欠缺の補正があつたときは、その者は爾後訴訟能力者として有效に訴訟行為をなすことを得る。併し乍ら、すでになした訴訟行為は依然として無効たるものであるが、但し追認の方法によりその行為は當初に遡り有效ならし

むることを得るものである（第五四條）。

〔註〕 本問題と類似のものとして、從來高等試験に於て左の如きものが出題せられてゐる。

【問題】當事者能力及訴訟能力を説明すべし（昭三、行政科）

【八〇】訴の種類を説明すべし（昭一五、行政科）

【答案】

第一 序説

訴は、その見方により種々のものに分たれるが、最も普通のものとしては、給付の訴、確認の訴及び形成の訴の三種のものに分たれる。この三種のものは、原告の要求する判決の内容を標準として區別せられるものである。以下、この區別に従つて、説明する。

第二 約付の訴

給付の訴とは、訴訟の目的たる請求権の存在を確認し、被告に一定の行為（作爲、不作爲）を命ずる判決、いはゆる給付判決を要求する訴をいふ。例へば被告は原告に對し金一萬圓を支拂ふべしとの判決を求むる訴、被告は某劇場に出演すべからずとの判決を求むる訴の如き、これに屬する。

（一）現在の給付を求むる訴

この訴は、履行期すでに到来せるか又は履行期の定めなき給付を求むる訴で、判決に接著せる口頭辯論終結當時より見て即時一定の給付を命すべき判決を求むるを目的とするものである。

（二）將來の給付を求むる訴

この訴は、判決に接著せる口頭辯論終結當時より見て、將來履行期到来のとき又は履行に關する條件成就のとき一定の給付を命すべき判決を求むるを目的とする訴である。

民事訴訟法第二百三十六條に、將來の給付を求むる訴は豫めその請求をなすの必要ある場合に限り提起することを得とある。即ち例へば被告が履行の目的物を他に賣却せんとして買主を捜しつつあるが如き場合に提起することを得るものであり、現在の給付を求むる訴とは、權利保護要件を異にする。

第三 確認の訴

確認の訴とは、現在の權利又は法律關係の存否又は證書の真否を確認する判決を要求する訴をいふ。例へば被告は原告に對し金一萬圓を支拂ふべしとの判決を要求する訴は給付の訴であるが、原告は被告に對し金一萬圓の損害賠償請求権を有すとの判決を求むる訴は確認の訴である。

（一）通常確認の訴と中間確認の訴

通常確認の訴は、獨立して提起する確認の訴である。これに反し、中間確認の訴は、裁判が進行中に争

となりたる法律關係の存否にかかるとき、中間に於て原告は請求の擴張により、被告は確認の訴により、確認の判決を求むるものである。

(II) 権利確認の訴と證書の眞否確認の訴

權利確認の訴は、現在の權利又は法律關係の確認に關するものであり、證書の眞否確認の訴は、法律關係を證する書面の眞否の確認に關するものである(第二二五條)。

(III) 積極的確認の訴と消極的確認の訴

積極的確認の訴とは、權利又は法律關係の存在若くは證書の真正なることを確認する判決を求むるものである。これに反し、消極的確認の訴は、權利又は法律關係の不存在若くは證書の不真正なることを確認する判決を求むるものである。

第四 形成の訴

形成の訴は、法律上の效果の形成即ち發生、變更、消滅を宣言する判決を要求する訴であり、或は創設の訴又は權利變更の訴とも稱せられる。

形成の訴には、左の如き各種のものがある。

(一) 實體法上の形成の訴

實體法上の形成の訴は、實體法上の效果の形成を宣言する判決を要求する訴である。例へば婚姻取消の

訴、離婚の訴、養子縁組取消の訴等の如き、これに屬する。

(二) 訴訟法上の形成の訴

訴訟法上の形成の訴とは、訴訟法上の效果の形成を宣言する判決を要求する訴である。例へば執行判決を求むる訴、執行文付與の訴、請求に關する異議の訴等これに屬する。

(註) 訴の種類に關しては、從來高等試験に於て左の如き問題が提出せられてゐる。

【問題】 訴の種類を擧げて之を説明すべし(昭一一、行政科)

【問題】 形成の訴を論ず(昭四、行政科)

【問題】 確認の訴を説明すべし(昭四、五十二號科)

【問題】 給付の訴を説明すべし(昭八、五十二號科)

試験委員 菊井維三
大佐山藤田正共
山 嶽之

【八一】 訴訟の移送を説明すべし(昭一五、司法科)

【答案】 省略

【解説】

訴訟の移送とは、訴訟の一且繫属した裁判所が、その裁判を以つて訴訟事件を他の裁判所に移付送致することをいふ。訴を却下して再訴をなすべきものとするときは、これにより時間と費用を必要とし、又、时效の中斷、法律上の期間遵守の效力等も失はれ、特に原告にとり不利益である。訴訟の移送は、かういふ點に實益があるものとして認められる制度である。

民事訴訟法上、訴訟の移送の認められる場合には四つある。

即ち（一）訴訟が、裁判所の管轄に屬しない場合（第三〇條）、（二）訴訟が管轄裁判所に提起せられたるも、その訴訟につきその裁判所にては著しき損害又は遅滞があり、それを避くるために必要ある場合（第三一條）、（三）區裁判所に於て、被告が反訴を以つて地方裁判所の管轄に屬する請求をなしたる場合、（四）上告裁判所が差戻に代る移送をなす場合（第四〇七條）等に訴訟の移送は認められる。

移送の裁判は、原則として決定によるが、併し上級審の移送は判決によるものである（第三九〇條、第三九六條、第四〇七條）。その裁判は、移送の種類により、或は職權により、或は申立により、或は申立又は職權によりなされる。而して、移送の裁判に對しては、即時抗告をなすことを得る（第三三條第一項）。

移送の裁判は、移送を受けたる裁判所を羈束し、移送を不當として移送を受くることを拒むことを得ない。從つて移送を受けたる裁判所は、更にその訴訟を他の裁判所に移送し、結局移送を拒むと同一結果に至らしむることを得ない（第三二條）。

移送の裁判が確定したときは、訴訟は初より移送を受けた裁判所に繫属したものと看做さる（第三四條第一項）。これにより、訴の提起その他効力は持續せしめられることとなる。かかる效力ある結果、初めて訴訟の移送には實益がある。

（註）本問題は、從來高等試験に於て左の如く出題せられてゐる。

【問題】訴訟の移送を説明すべし（昭六、五十二號科）

【問題】訴訟の移送を説明すべし（昭一四、五十二號科）

【八二】豫備的請求の併合を説明すべし（昭一五、司法科）

【答案】

第一 意義

豫備的請求の併合とは、訴の客觀的併合の一種で、理論的に互に兩立しない二箇の請求の一つが理由ありと判断せられることを解除條件として、他の審理を求める場合をいふ。同時に兩立しえべき數箇の請求の併合せられる場合を單純併合と稱せられるが、豫備的請求の併合はこれに對するものである。

例へば賣買契約に基づき所有權の移轉又は物の引渡を求める主たる申立と共に、その契約無効なる場合のため代金の返還を求むるための豫備的申立をなし、又被告が原告請求の賣買の目的物を引渡すべき義務ありとせらるる場合には賣買代金を反訴で請求するが如きをいふ。

第二 要件

豫備的請求の併合は、訴の客観的併合の一種であり、民事訴訟法第二百一十七條の適用がある。即ち數個の請求は同種の訴訟手續に依る場合にかぎり、これを併合して一の訴を以つてなすことを得る。従つて通常訴訟手續に依るべき請求、例へば代金請求と、人事訴訟手續に依るべき請求、例へば離婚請求とはこれらを併合して一の訴を以つてなすことを得ない。併し數個の請求が同一原因により生じたこと、數個の請求の間に牽連關係の存すること、數個の請求のすべてにつき、裁判所が本來土地及び事物の管轄権を有するが如きことは要件ではない。

第三 種別

豫備的請求の併合は、同一事項に基づく相異なる法律上の效果の豫備併合と、相異なる事實に基づく相異なりたる法律上の效果の豫備的併合とに區別せられる。

例へば賃借人が貸家屋を毀滅するとき、先づ不法行為による損害賠償請求権につき請求するが如きは、同一事項に基づく相異なる法律上の效果の豫備的併合である。これに反し、例へば原告が被告に對し消費貸借の存在を主張し、その貸金返還を請求すると同時に、若し消費貸借が無効なりとせらるる場合には不當利得金の返還を請求するが如きは、相異なる事實に基づく相異なりたる法律上の效果の豫備的併合である。

第四 效果

豫備的請求の併合の場合には、裁判所は先づ第一位の請求につき、次で第二位の請求につき辯論をなすべきものである。この場合の裁判は、先づ第一位の請求につき理由ありと認むる場合には、これを認容する判決をなすと同時に、第二位以下の請求はこれを棄却すべきものである。これに反し、第一位の請求が理由のないときは不適法で却下すべきものであるときは、第二位以下の請求につき裁判をなすべく、この場合には全部判決を以つて第一位の請求を棄却又は却下し、及び第二位の請求を認め又は認めざるに從ひ、これを認容又は却下する判決をなすべきものである。なほ裁判所は事宜に應じ、最初に第一位の請求につき先づ棄却又は却下の一部判決をもなすことを得る(第一八三條)。

(註) 訴の客觀的併合に關しては、從來高等試験に於ても屢々提出せられ、本年度の五十二號科試験にも提出せられてゐるが、本問題は、これと類似のものである。

試験委員 菊井維三大
佐藤正之
大山共嚴

【八三】相殺の抗辯を説明すべし(昭一五、五十二號科)

【答案】

(一) 相殺の抗辯とは、訴訟に於て相殺の意思表示を行ひ、その旨を裁判所に表白する法律上及び事實上の陳述をいふ。

相殺の抗辯には、民法上の意思表示である相殺と、その結果の訴訟上の抗辯とが並存するものであり、兩者はその相手方、成立時期等に於て別個に觀察せらるべきものである。従つて民法上の相殺としては、相手方に對する意思表示でこれに條件を附し得ないものであるが、訴訟上の抗辯としては裁判所に對する意思表示で、假定的になし得る。實際上假定的抗辯としてなされるのが寧しろ通常である。例へば賃金請求訴訟に於ける防禦方法として被告が先づ时效消滅の主張をなし、その敗れた場合の用意として第二次的抗辯なる假定的抗辯をなすが如くである。通常の假定的抗辯にあつては、裁判所は當事者の附したる順序に拘束せられず、その何れを援用して請求を棄却しても宜しいが、假定的相殺の抗辯にあつては、必ず原告の債権の存在を證據に基づき確定したる上相殺の點の判断をなすべきものである。

(二) 相殺の抗辯は、實質に於て反訴と同一の性質を有する。その結果として、相殺の抗辯に付ては、裁判の既判力の客觀的範圍に一の例外が認められる。即ち民事訴訟法第百九十九條は「確定判決は主文に包含するものに限り既判力を有す。相殺の爲主張したる請求の成立又は不成立の判断は相殺を以て對抗したる額には既判力を有す」と規定する。

これにより、例へば甲が乙に對し金一萬圓の債権ありとしてこれが返還を請求したるに、乙はその債権

の存在を認めたる上甲に對し五千圓の債権を有するを以つてその對當額に於て相殺の意思表示をなす旨を抗辯し、裁判所に於てその抗辯を採用し、甲の請求中五千圓の請求を棄却したるとき、若くは五千圓の反對債権の成立を認めず、従つて被告たる乙に對し甲の請求する全額千圓の支拂を命じたるときの如き、縱令乙に於て反訴を提起し五千圓の返還を請求せざりしとするも、なほその五千圓につき既判力を生ずるが如きである。

即ち既判力の範圍は、訴又は反訴により訴訟の目的物となり、裁判せられた範圍に限られるを原則とするが、相殺の抗辯はこれに例外をなし、反對債権が不存在の理由で相殺の抗辯を排斥したときは、その不存在は確定せられ、又、相殺の抗辯を理由ありとなしたときは、受動債権並びに自働債権が相殺により對等額で消滅したことが確定せられるに至る。

(註) 本問題は從來、高等試験に於ては提出せられてゐない。

【八四】 民事訴訟法第二百二十七條を説明すべし(昭一五、五十二號科)

【参照】

民事訴訟法第二百二十七條 數個ノ請求ハ同種ノ訴訟手續ニ依ル場合ニ限り一ノ訴ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

【答案】

(一) 本條は、いはゆる訴の客観的併合を規定したもので、即ち一の訴訟手續に於て原告より被告に對し多數の請求が主張せらるる訴に付て規定したものである。

(二) 數個の請求を一の訴に併合することを許すは、訴訟手續を簡易にし、訴訟に要する日時と費用とを節約せんがためである。然るに、若し訴訟手續を異にする數個の請求を一の訴に併合することを許すときは、訴訟手續は却つて錯雜を來し、右の目的を達することを得ない。従つて本條は、數個の請求は同種の訴訟手續に依る場合に限り一の訴を以つてこれをなすことを得るものと規定し、同種類の訴訟手續によるものなることを許すべきものなることを訴の客観的併合の要件となしてゐる。この結果として、通常訴訟手續に依るべき請求例へば代金請求と、人事訴訟手續に依るべき請求例へば離婚請求とは、これを一手續に併合することを許されない。併し通常訴訟手續である以上は、給付の訴と確認の訴と形成の訴とは互にこれを併合するを妨げない。

(三) 因みに、本條にいはゆる數個の請求とは、數個の権利又は法律關係の存否に付ての判決の請求をいふ。この數個の請求は、同一の原因より生じたると、別異の原因より生じたると問はない。例へば甲が乙に對し、消費貸借に基づき金五百圓の返還を求むる訴と、賣買契約に基づき金一千圓の代金の支拂を求むる訴とを併合するも差支ない。尤も例へば賣掛代金請求權の如きは、數度の賣買代金の合計であつても一個として取扱はるものであるから、賣掛代金請求の訴は併合請求の訴ではない。

(四) 數個の請求は、同一の原告より同一の被告に對し主張する請求なることを要する。原告、被告の同一人なることは、本條に明定はないが、これは當然のことである。尤も原告、被告は、同一人なることを要するが、一人たることは必要でない。原告、被告が數人あるも可であるが、この場合には、訴の客觀的併合と同時に、訴の主觀的併合、即ち共同訴訟が存する。

(五) 民事訴訟法第二十一條の規定によれば、一の訴を以つて數個の請求をなす場合に、一の訴につき管轄權を有する裁判所は他の請求に付ても亦管轄權を有する。従つて本條の訴の客観的併合には、裁判所が總ての請求の各個につき土地及び事物の管轄權を有することは必要ではない。

又、一の訴を以つて數個の請求を併合することを許す場合は、數個の請求を同時に主張する場合は勿論同一の被告に對し初め一の請求をなし、而してその請求の目的を達せざる場合のために他の請求をなす豫備的請求の併合をもなし得る。例へば甲が乙に對し賣買契約に基づき特定物の引渡を求め且つ履行不能の場合を豫想し之に代るべき損害賠償を求むる場合等の如くである。かかる數個の請求は互に相容れないものであり、本來豫備的にのみ併合なし得るものである。

(六) 本條により、數個の請求を一の訴に併合したときは、裁判所は請求の併合に關する要件を具備するや否やを審査し、その要件を缺くときは辯論の分離を命じたる上、その中併合に適せざる請求につき單純訴訟として判決をなす。又、要件の具備あるときは、通常これを同時に裁判しその裁判は請求の全部を

認めたると否とを問はず、これを一個の裁判として取扱ふ。尤も併合の要件を具備した場合でも、數個の請求の間に何等の牽連關係がなく（因みに、本條の訴の併合には、數個の請求の間に牽連關係の存することは要件ではない）、これを併合裁判するときは却つて訴訟關係の複雜を來し、訴訟をして遅滞せしむる虞れのある場合の如きには、裁判所は辯論の分離を命じ、一部判決をなすことも得る（第一三二條）。

（註）本問題は從來高等試験に於て、左の如く提出せられてゐる。

【問題】訴の客觀的併合を説明すべし（昭三、司法科）

【問題】訴の客觀的併合を説明すべし（昭八、司法科）

【問題】民事訴訟法第二二七條を説明すべし（昭一四、行政科）

昭和十五年度高等試験行政科試験委員

憲 法	寛 克 彦	心 理 學	野 上 俊 夫
行 政 法	森 黒 入 田 銳 一	社 會 學	桑 田 芳 藏
民 法	島 村 他 三 郎	政 治 學	高 田 保 馬
經 濟 學	山 田 準 次 郎	國 史	戸 戸 貞 三
哲 學 概 論	杉 村 章 三 郎	政 治 史	矢 部 貞 治
理 學	穗 積 重 遠	國 文 及 漢 文	辻 善 之 助
論 理 學	遊 佐 慶 吉 夫	經 濟 史	池 田 義 武
倫 理 學	高 田 保 馬	農 業 政 策	木 村 青 沙
	舞 出 長 五 郎	刑 法	宮 本 野 水
	高 橋 誠 一 郎	民 事 訴 訟 法	遠 藤 一 雄
	伊 藤 吉 之 助	國 際 公 法	吉 原 久 大
	天 野 貞 祐	財 政 學	神 代 雲 雲
	和 辻 哲 郎	商 業 政 策	井 田 見 三
	田 邊 元	工 業 政 策	河 田 得 三
	大 阴 健 一 郎	社 會 政 策	那 須 三
	中 耕 太 郎		井 康 莊
	井 藤 半 郎		松 耕 二
	井 藤 半 郎		河 田 嗣 郎

昭和十五年度高等試験司法科試験委員
大正十二年法律第五十二號ニ依ル試験委員

11

憲法
森矢寛
山部克
兌己彥
刑事訴訟法
柴瀧川
碩秀
文雄

國文及漢文	立作太郎	國祭公去	行 政 法	刑 事 政 策	刑 事 訴 訟 法
久公春一	杉村章三郎	立作太郎	山田準次郎	岸不破武夫	瀧川秀雄
人	作太郎	人	田中次郎	也達也	碩文雄
久公春一	西田直二郎	久公春一	西田直二郎	善之助	高田保馬
人	西田直二郎	人	西田直二郎	三郎	三郎
久公春一	西田直二郎	久公春一	西田直二郎	貞三郎	田保馬
人	西田直二郎	人	西田直二郎	貞三郎	高田保馬
久公春一	西田直二郎	久公春一	西田直二郎	貞三郎	高田保馬
人	西田直二郎	人	西田直二郎	貞三郎	高田保馬
久公春一	西田直二郎	久公春一	西田直二郎	貞三郎	高田保馬
人	西田直二郎	人	西田直二郎	貞三郎	高田保馬

社會政策	國文及漢文	史	國
井 河	宇 久	辻 西	戶
藤 田	野 松	善 田	貞
半 嗣	哲 潛	之 二	三
彌 郎	一	助 郎	

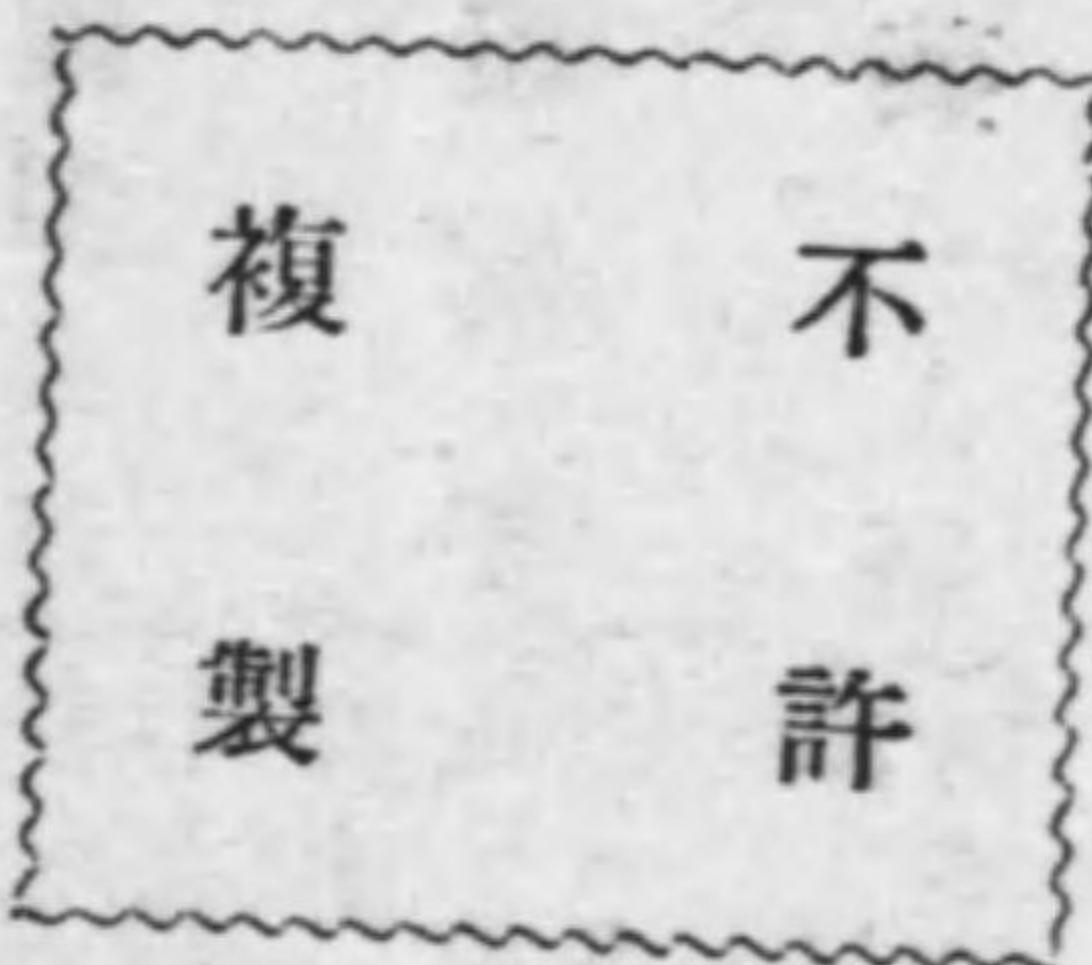
憲法	民事法	商法	刑法	民法	産業法	破産法	民事訴訟法
黒森矢範	井我石長	小田植月	久保宮	大田中	田植月	菊丸佐山	大庭田
山田部克	島上妻	町中耕	本野清	谷耕太	愛明	藤井丸	正共
銳克	文次郎	健一操	英美	太郎三郎	登榮	維大	之三
已彥	毅	明	實郎	郎	登榮	大巖	之三
行政法	國際公法	國際私法	經濟學	哲學	倫理學	心理學	刑事訴訟法
杉立山	松原田	江川立	森谷莊	伊藤元	天野和	桑野芳	不岸
村章三郎	原一雄	川江	森谷	邊彦	吉辻	上俊	柴瀧
章三郎	雄太郎	生武	莊三郎	吉之助	哲郎	俊夫	川秀
三郎	太郎	文彦	郎	元	祐	藏	也

昭和十五年度高等試験外交科委員擔任別

哲學概論	支那語	獨語	佛語	英語	經濟學	國際公法	法
田伊藤邊	山口爲太郎	牟谷爲太郎	昌安鈴	朝藤高	山舞出	三松立谷	森佐藤
吉之助	浦和太郎	田田哲冷	東木谷	海村浩	本田長	原田五	黑田作
元助	一郎	二鐵	義九	信一郎	熊保一	隆一	太基
		忠一	萬良	郎雄	馬郎	雄郎	覺基
外交史	經濟史	政治史	國史	政治學	社會學	心理學	倫理學
西川春彦	神田舞出	池田義	辻西田	黑矢田	高戶田	桑上田	田伊藤
彦松	庄榮治郎	武榮	善二郎	部貞	田保	芳俊	野辻邊
	五郎		之助	治覺	貞馬	藏夫	吉之助
商業學	商業政策	財政學	國際私法	行政法	刑法	商法	國文及漢文
山谷口正吉	向赤井	水沙青野	江門川	森山	石牧	佐加藤	久宇
彦彦	松	木見伊	臨季	田山	井野	佐藤	松野
		太太郎	英季	準	英一	正治	正基
要		三得	光文	次	康基	治基	治基
		三郎		一郎			

昭和十三年十一月廿五日印 刷
昭和十三年十二月一日發行
昭和十六年五月一日增補 五版發行

(停) 定價金壹圓五十錢



編 輯 者	國 家 試 驗 編 輯 部
發 行 者	東京市本鄉區森川町七十一番地 烏飼善吉
印 刷 者	東京市神田區西神田一丁目九番地 大島秀一
發 行 所 育 成 洞	

東京市本鄉區森川町七十一番地
帝大正門前(市電停留場)
電話小石川(85)七八一
振替東京一七三三四番

強制執行並 保全處分概論

定價金五十錢 送料六錢
四六版美裝 一一六頁

本書は、判事法學士江村高行氏による強制執行法總論、強制執行法各論、並びに保全處分法(假差押及び假處分)に関する概論である。強制執行法並びに保全處分法は、難解の手續法であるが、これを百十數頁に壓縮し、要點につき分かり易く説述した點に、本書の特色がある。斯法の初学者には、好参考となることを疑はない。切にこの一本をお奨めする。

刑法各論重要問題解答

定價六拾錢 送料六錢 四六版美裝 一七八頁

○本書は刑法各論關係の既往提出の高等試験問題、官私各大學重要試験問題を網羅し、最近の各種の學說判例を參照し、適正妥當の解答を與へたるものなり。

○本書に收録したる問題數は高等試験各科試験、官私各大學の重要な試験問題を通じて百六十三題、各問題の答案内容は實質、形式を通じて白眉たらしめんことに努めたり。○讀者は本書により刑法各論關係の問題の内容に關し釋然たるものであるべく、試験答案作成のコツを會得する上にも亦頗つて力あるものと信じて疑はない。

○本書は、刑法各論上の重要な問題を研究する上に於て、不可缺の書である。

法學士 中山榮太郎

東京市本郷區森川町
帝大正門前
育成洞 (電話小石川七八一番
振替東京一七三三四番)

高文・普文・要領参考書

昭和十五年増補 檢事高木巖編輯
高等試驗(行政、司法)問題集

一〇〇 三〇 三〇 九

最新憲法研究 第二輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

普通試驗受驗方法解說 著者 定價 頁數 送料

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新憲法研究 第三輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

普通試驗講座 第一輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

大日本帝國憲法理由 第三
憲法問題解義(改訂增補版) 同 一〇〇 三〇 三〇 六

第二輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

帝國憲法重要問題解答 同 一〇〇 三〇 三〇 六

第三輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最近十二年間高等試驗出題
憲法問題解義(改訂增補版) 同 一〇〇 三〇 三〇 六

第四輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

行政總論各論答案構成要領 同 一〇〇 三〇 三〇 六

第五輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

各大學高文普文各科試驗
刑法總論答案構成要領 同 一〇〇 三〇 三〇 六

第六輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

行政法問題解義(增補版) 同 一〇〇 三〇 三〇 六

第七輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

教材刑法演習 坂本英雄著 同 一〇〇 三〇 三〇 六

第八輯 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

刑法演習コンメンタール 同 一〇〇 三〇 三〇 六

警察法模範答案要領 國家試驗
編輯部編 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

警察部及警部補 特別任用學述試驗問題解說 同 一〇〇 三〇 三〇 六

最新民事訴訟法研究 第三輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新民事訴訟法研究 第四輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

最新民事訴訟法研究 第五輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新民事訴訟法研究 第六輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
最新民事訴訟法研究 第六輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新民事訴訟法研究 第六輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
裁判所構成法 答案構成要領 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新民事訴訟法研究 第七輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
民事訴訟法概論 野間繁著 上下 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新十二年間高等試驗出題
民事訴訟法概論 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
民事訴訟法問題解義 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新十二年間高等試驗出題
民事訴訟法問題解義 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
強制執行並保全處分概論 判事江村高行、五
破產法問題解義 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

強制執行並保全處分概論 判事江村高行、五
破產法問題解義 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
國際公法答案構成要領 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最近十二年間高等試驗出題
國際公法問題解義 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
最新刑事民事訴訟法研究 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新刑事民事訴訟法研究 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
最新刑事訴訟法研究 第二輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新刑事訴訟法研究 第三輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
最新刑事訴訟法研究 第四輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新刑事訴訟法研究 第五輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
最新刑事訴訟法研究 第六輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新刑事訴訟法研究 第七輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

各大學高文普文各科試驗
最新刑事訴訟法研究 第四輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

、吾 一〇〇 三〇 三〇 九

最新刑事訴訟法研究 第四輯 同 一〇〇 三〇 三〇 六

最新平時戰時國際公法研究

第二輯

第三輯

第四輯

第五輯

各大學高文普文各科試驗

國際私法答案構成要領

各大學高文普文各科試驗

民法總論答案構成要領

民法總論重要問題解答

最近十二年間高等試驗出題

民法問題解義（增補版）

民法精髓七十題

高文必攜

主要判例集 民法總則

國家試驗
編輯部編

各大學高文普文各科試驗
物權法答案構成要領

國家試驗
編輯部編

擔保物權法重要問題解答

債權法總論答案構成要領

各大學高文普文各科試驗

債權法各論答案構成要領

各大學高文普文各科試驗

債權法各論答案構成要領

最新商法研究

新手形法及小切手法大意

最新商法研究

高文必攜 主要判例集 商法 手形法

最近大學試驗問題解答集

手形法小切手法重要問題解答

高文必攜 主要判例集 商法 手形法

最近大學試驗問題解答集

附朝鮮辯護士試驗問題解答

最近大學試驗問題解答集 第五輯

高等試驗問題解答集

模範答案研究

第二輯

同

同

同

同

債權法總論重要問題解答

債權法各論重要問題解答

親族法重要問題解答

相續法重要問題解答

各大學高文普文各科試驗

民法口述要領（總則篇）

最新民法研究 第二輯

第六輯

第五輯

第四輯

第七輯

第六輯

第五輯

第四輯

第三輯

第二輯

第一輯

商法總論商行爲法答案構成要領

改正商法總則重要問題解答

海商法及保險法答案構成要領

改正會社法重要問題解答

海商法重要問題解答

手形法答案構成要領

最近筆記口述體驗記

第二輯

第三輯

第四輯

第五輯

第六輯

第七輯

第八輯

第一輯

第二輯

第三輯

第四輯

第五輯

第六輯

第七輯

第八輯

第九輯

第十輯

415

232

兩國憲法重要解答

定價金一圓廿五銭 紙若干四六頁 四六五三四八頁

法學士 中山榮太郎

帝國憲法は、我が憲法中の根本的基礎法であり、憲法中

最も重要な地位を占むるものである。従つて憲法は、高等

試験を初め諸種の試験に於て必須科目とせられてゐる。

而して受験準備上は、憲法は比較的に容易な科目と解せ

られてゐるが、併し試験答案の出来は他の學科の答案に比

較して出来の悪いことが普通である。

よつて本書はその研究準備の爲に從來各大書の試験並びに高等試験に於て出題せられた問題中重要なものを網羅し廣く各要素を参照して解答を附したものである。

就中、論理の點に關しては、文部省發行の「論理の大綱」

並びにその解説並の如きを參照し努めて誤りのない記述

した。たゞ著者の浅見非才よりして、解説には時々不

足なきを覺し難い。この點は諒とせられ又改正あら

わむ。

改進會社法重要解答

法學士 中山榮太郎著

定價金一圓六十銭 四六判美裝 送料九錢

序文 目次 本文二百八十五頁

○本書は、從來高等試験並に各大學の講義において提出せられた商法中會社法關係の問題中最も重要なものを選び、これに改進會社法による解説をなしたものである。

○本書は、從來各科に亘り送入題用紙並に問題用紙の一部として、從來のものと略同一形式を探つたが、解説内容は從來と稍違を異にし解説的のものとなした。

解説は各類の代表的著者書を參照し、多數の解説を探り入れ、出来るかぎり懇切にし、分り易くすると共に訛述そのものにも意を用ひた。

○本書は、一面より是れは、重複問題中心の改進會社法全體を通じての試験の大凡を明することと想ふ。

帝國憲法重要解説

定價金二圓廿錢 送料十四錢 四六版 三四八頁

法學士 中山榮太郎

帝國憲法は、我が國法中の根本的基礎法であり、國法中最も重要な地位を占むるものである。従つて憲法は、高等試験を初め諸種の試験に於て必須科目とせられてゐる。

而して受験準備上は、憲法は比較的に容易な科目と解せられてゐるが、併し試験答案の出来は他の學科の答案に比較して出來の悪いことが普通である。

よつて本書はその研究準備の爲に從來各大學の試験並びに高等試験に於て出題せられた問題中重要と思はるゝものを網羅し廣く各著書を參照して解答を附したものである。就中、國體の點に關しては、文部省發行の「國體の本義」並びにその解説叢書の如きを參照し努めて誤りのない記述た。たゞ筆者の淺學菲才よりして、解答には時に不點なきを保し難い。この點は諒とせられ又叱正あらを乞ふ。

法學士 中山榮太郎著

改正會社法重要解説

定價金一圓八十錢 四六判美裝 送料九錢

序文 目次 本文二百八十五頁

○本書は、從來高等試験並に各大學の試験において提出せられた商法中會社法關係の問題中就中重要なものを選び、これに改正會社法による解説をなしたものである。

○本書は、從來各科に亘り逐次發刊の重要問題解説叢書の一部として、從來のものと略同一形式を採つたが、解答内容は從來と稍趣を異にし解説的のものとなした。解説は各種の代表的著書を參照し、多數の學説を探り入れ、出來得るかぎり懇切にし、分り易くすると共に説述そのものにも誤なきを期した。

○本書は、一面より見れば、重要問題中心の改正會社法解説書と言つてよい。本書により、重要問題に付ての改正會社法による解説内容が冰解すると共に改正會社法全體を通じての重點も大凡分明することと思ふ。

IKUSEIDO

定價 金壹圓五拾錢